

秋田県 LED 照明設備切替促進等に伴う J-クレジット利活用促進事業仕様書

秋田県 LED 照明設備切替促進等に伴う J-クレジット利活用促進事業（以下「本事業」という。）に係る仕様書（以下「仕様書」という。）は、県内事業者等による省エネ設備への更新及び新規導入等（以下「脱炭素行動」という。）の実践拡大によって生じる環境価値の有効活用を図る仕組みの構築を目的として実施する本事業について必要な事項を定めるものであり、県と連携して本事業を実施する事業者（以下「連携パートナー」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

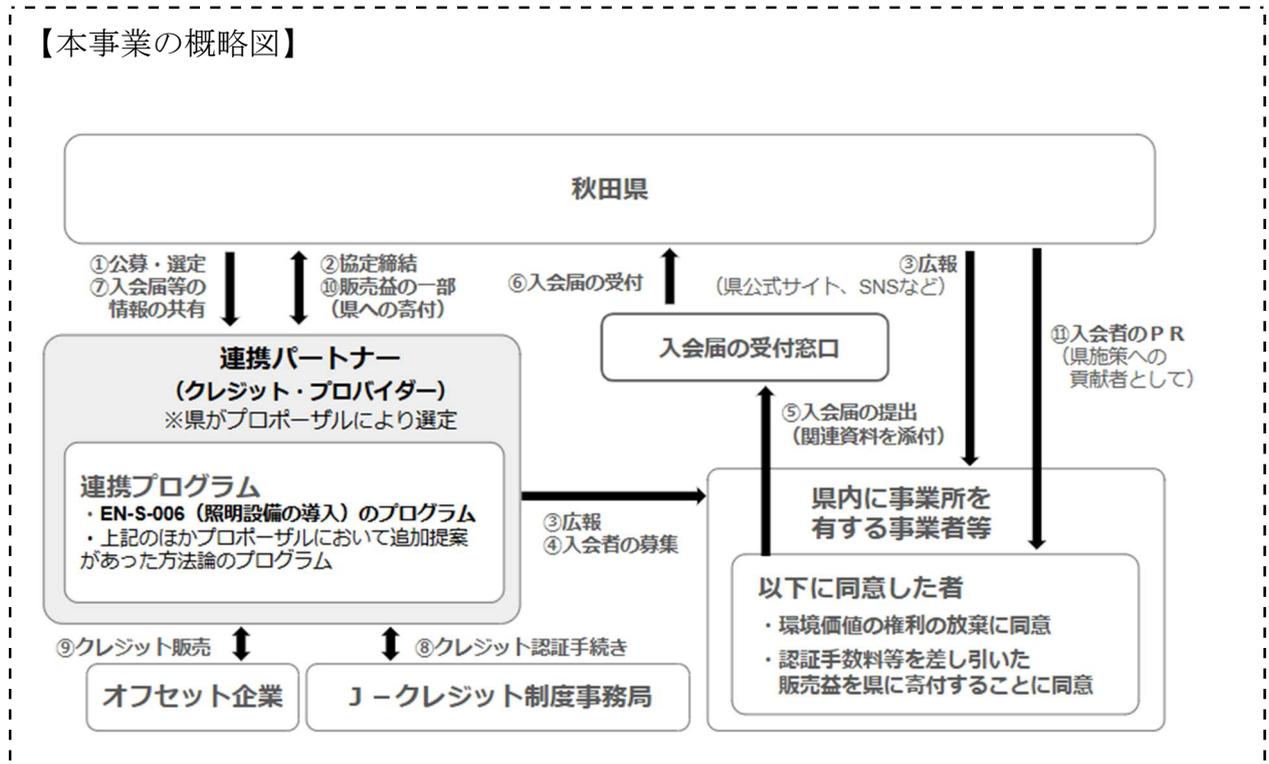
1 事業の名称

秋田県 LED 照明設備切替促進等に伴う J-クレジット利活用促進事業

2 事業の目的

県は、国内における地球温暖化対策のための排出量削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）に基づき連携パートナーが運営するプログラム型プロジェクトを連携パートナーと協力して入会促進を図るプログラム（以下「連携プログラム」という。）として位置づけ、連携パートナーと連携した周知活動等により県内事業者等の入会を促し、本事業とは別に県が実施する LED 照明設備切替促進事業等（以下「脱炭素支援施策」という。）や自社独自に実施する脱炭素行動によって県内事業者等が生み出す環境価値*のクレジット化及びその販売を行い、そのクレジット販売によって得られた販売益の一部を寄付金として受け取り、その寄付金を活用して県内事業者等を対象とした脱炭素支援施策を展開することで、脱炭素行動の拡大と環境価値の創出が循環する仕組みを構築することを目的とする。

【本事業の概略図】



※ 県内事業者等が、環境価値の権利の放棄及びクレジット販売益（クレジット認証手数料等の 連携パートナーの収入を除く）を県に寄付することへ同意したものに限る（脱炭素支援施策の受益者全員に本事業への参加を義務づけるものではないことに留意すること。）。

3 事業の実施期間

協定締結の日から令和19年3月31日までとし、下表のとおり連携プログラムへの入会促進期間と認証・販売期間で構成する。

なお、認証対象期間の延長等により事業の実施期間の終了後に連携プログラムにおいて認証されるJ-クレジットの取扱いは、県と協議のうえ決定するものとする。

入会促進期間	認証・販売期間
令和8年度 (募集開始日から令和9年3月31日まで)	募集開始日から 令和17年3月31日まで
令和9年度 (令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)	令和9年4月1日から 令和18年3月31日まで
令和10年度 (令和10年4月1日から令和11年3月31日まで)	令和10年4月1日から 令和19年3月31日まで

4 事業の概要

(1) 事業の概要

本事業は、脱炭素支援施策の受益者等に連携プログラムへの入会を促し、入会者が生み出した環境価値のクレジット化と販売に取り組み、その販売益の一部を脱炭素支援施策での活用を目的とした寄付金として県が受領するとともに、入会者を県の脱炭素支援施策に貢献した者として対外的に公表することで、地域ぐるみで脱炭素化に取り組む機運の醸成を図る事業である。

県は、県や関係機関が有する広告媒体（県公式サイト、県広報等）を活用し、本事業に関する広告等の支援及び入会手続きに係る受付業務を行うほか、県有施設での脱炭素行動^{*}によって生じる環境価値を連携プログラムを通じてクレジット化する際のモニタリング等に協力する。

※ 環境価値の権利の放棄・移転が認められていない国交付金等（脱炭素化推進事業債、環境省が所管する補助金等）を活用していないもので、当該県有施設を所管する部局がクレジット化に同意したものに限る。

【役割分担】

役割	県	連携パートナー
入会希望者の募集	○	◎
連携プログラムの説明資料（解説動画等）の作成	○	◎

事業者向け説明会の開催	◎	○
入会届の受付	◎	
入会に係る書類内容の補正対応		◎
入会手続き完了の通知		◎
問い合わせ対応	○	◎
クレジットの認証・発行		◎
クレジットの販売		◎
クレジットの販売益の配分		◎
クレジット販売益の寄付に関する行事等の開催	◎	○
退会手続	○	◎

(2) 連携プログラムにおける方法論

本事業において連携プログラムとして位置づけるプログラム型プロジェクトの方法論は、EN-S-006（照明設備の導入）とする。

また、連携パートナーから追加提案があった場合は、その他県内事業者等が広く参加することができる方法論（例えば、EN-R-002（太陽光発電設備の導入）等。ただし、農業（AG）及び森林（FO）を除く。）も含めるものとする。

(3) 事業の内容及び流れ

本事業において、連携パートナーが実施する内容は以下のとおりとする。

① 入会希望者の募集

連携パートナーは、県と連携して広告宣伝を行うことで連携プログラムの入会希望者を募集する。

なお、県が本事業とは別に実施するLED照明設備切替促進事業の登録者に対する連携プログラムへの入会案内及び入会意思の確認作業は、原則、当該事業の事業管理者（以下「LED切替事業管理者」という。）が協力する。

具体的な協力方法等については県、LED事業管理者及び連携パートナーによる3者協議により決定する。

② 入会手続

県は、環境価値の権利放棄及びクレジット販売益の県への寄付に関する同意確認を含む入会手続を行い、クレジット認証に必要な資料等を収集して連携パートナーに引き継ぐ。

連携パートナーは、県から引き継ぎを受けた必要書類の内容を確認し、必要に応じて入会希望者への連絡及び補正対応を行い、入会希望者に対して連携プログラムへの登録完了の通知を行う。

なお、必要な資料等の収集について、県が別に選定する脱炭素支援施策の

事業管理者の協力が得られる場合は、県及び事業管理者との3者協議のうえ3者が分担して行うことを可能とする。

③ クレジットの認証・発行手続

連携パートナーは、連携プログラムに入会した者の環境価値のクレジット認証の手続きに必要な業務の一切を行う。

④ クレジットの販売

連携パートナーは、J-クレジット制度事務局から認証を受けたクレジットの販売に係る業務の一切を行う。ただし、県内事業者等から県又は関係機関に対して本事業において認証されたクレジットの購入の打診があった場合など、県内需要家への優先販売が必要となった場合は、協議により役割分担を行い、連携して業務に当たることとする。

⑤ クレジット販売益の寄付

連携パートナーは、本事業におけるクレジット販売益から認証及び販売等に係る手数料を差し引いた上で、その差額を県に寄付する。

なお、販売益の寄付は、原則、協定期間内に毎年度行うこととするが、県との協議のうえ複数年度分をまとめて寄付できるものとする。

⑥ 県等が実施する広報への協力

連携パートナーは、県の求めに応じて自身が運営する広報媒体等において、県及び関連機関が実施する入会者の脱炭素行動のPRに協力する。

⑦ 退会手続

本事業において連携プログラムに入会した入会者から退会の申出があった場合は、加入期間の定めによらず、退会を認めて必要な手続を行うこと。

(4) 事業の実施要件

① 入会者の募集

前記3で定める入会促進期間において、連携プログラムの入会希望者の募集を行うこと。

② 事業実施スケジュール

事業実施スケジュールは以下のとおりとする。

なお、県と協議のうえで事業実施スケジュールを変更できるものとする。

ア 入会希望者の募集

令和8年度の連携プログラムへの入会希望者の募集は、令和8年9月末までを目処に開始し、令和11年3月31日まで実施すること。

イ 入会手続

募集開始から令和11年3月31日まで随時実施すること。

ウ クレジットの認証・発行手続

募集開始から令和19年3月31日まで随時実施すること。

エ クレジットの販売

募集開始日から令和19年3月31日まで随時実施すること。

オ クレジット販売益の寄付

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで各年度で実施すること。

各年度における寄付のタイミング及び手法については、県と協議のうえ決定すること。

なお、本事業において入会者が創出する環境価値について、クレジット

認証対象期間の延長等により認証・販売期間が協定期間を超える場合は、県と協議のうえ協定期間後の販売益の取扱いを決定する。

カ 県が実施する広報への協力

募集開始から令和 19 年 3 月 31 日まで、県の求めに応じて随時協力すること。

キ 退会手続き

募集開始から令和 19 年 3 月 31 日まで随時対応すること。

(5) 事業の内容

以下の内容について、実施すること。

① 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任

ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。

イ 業務の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。

ウ 統括責任者は、本事業又は類似の事業に従事した経験を有する事を条件とし、その知見を元に業務管理に関する責任者を充てること。

エ 入会希望者等からの問合せや苦情対応を行う窓口(以下「相談窓口」という。)を設置し、業務責任者を選任すること。

オ 実施体制図(県、連携パートナー、相談対応窓口、入会希望者及びその他協力機関、本事業の実施体制等をまとめたもの)を作成すること。(任意様式)

② 事業実施スケジュールの作成

入会促進期間の事業実施スケジュール表を年度ごとに作成すること。

③ 広告宣伝

ア 広告宣伝計画を策定し、広告対象及び方法については、効果的なものを選択するものとする。

イ チラシ及びポスター等を作成すること。

ウ SNSやオンライン広告等を利用した宣伝広告を実施すること。

エ 県広報紙及び関連団体の広報誌等への広告掲載について、県と協議の上、決定すること。

オ 入会促進期間中に入会希望者等を対象とした説明会(オンライン可)を実施すること。

カ 県及び市町村並びに関連団体の広報誌等への広告掲載に係る費用は、連携パートナーの負担とする。

キ 県が実施する市町村に対する広報依頼に協力すること。

④ ウェブサイトの構築及び運用等

ア 本事業に係るウェブサイトの構築(PC及びスマートフォンに対応したもの)、運用、メンテナンスを行うこと。

イ ウェブサイトを使用して入会希望者の募集を行うこと。

ウ ウェブサイトの構築、運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。

エ ウェブサイトにおいては、どの広告媒体宣伝からアクセスしたかカウントできるよう構築することとし、アクセス状況について県へ報告すること。

- ⑤ 入会手続等での県及び入会希望者等へのフォロー
入会希望者が円滑な入会手続きを行えるよう、ウェブサイトや相談窓口において分かりやすい説明等を行うほか、県が窓口として入会に係る手続きを円滑に行うために必要なフォローを行うこと。また、入会後もモニタリング等で入会者が対応すべき作業を依頼する場合は、対象者に対して丁寧な説明を行うこと。
 - ⑥ クレジット認証・発行に係る手続の実施
 - ア モニタリングに必要な情報収集、モニタリング報告書の作成、審査機関へのモニタリング報告書の検証依頼及びJ-クレジット制度認証委員会へのクレジット認証・発行申請等、必要な手続きのすべてを実施すること。
 - イ 関連する法令及びJ-クレジット制度事務局が定める最新の制度文書等を遵守して実施すること。
 - ウ クレジット認証・発行に係る手続きに必要な費用は、すべて連携パートナーの負担とする。
 - ⑦ クレジットの販売
 - ア 前記4-(5)-⑥において発行したクレジットの販売を行うこと。
 - イ 本事業において認証・発行したクレジットの販売に係る経費は、すべて連携パートナーの負担とする。
 - ⑧ クレジット販売益の寄付
 - ア クレジット販売益の寄付に当たっては、その手法や配分率等、事前の取り決めに従い、適切に行うこと。
 - イ 県がクレジット販売益の寄付を受領するに当たって、行事等を開催する場合には、可能な限り開催準備に協力すること。
 - ⑨ 県が実施する広報への協力
県が連携プログラムへの加入促進につながる脱炭素支援施策を周知する際、県の求めに応じて、本事業で構築したウェブサイトや連携パートナーが運用するSNS等での周知に協力すること。
- (6) 問合せ対応
- ① 問合せ及び苦情へ対応するため、連携パートナーにおいてコールセンター等の相談窓口の設置及び運用を行うこと。
 - ② 問合せ及び苦情については全て相談窓口で対応すること。対応した問合せ及び苦情の日時、場所、内容等を記録し、県に報告すること。
 - ③ 相談窓口で問合せ及び苦情へ対応する者への研修を行うこと。
 - ④ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。
 - ⑤ 県及び市町村に対する問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。
 - ⑥ 相談窓口以外への問合せ及び苦情があった場合についても対応すること。
 - ⑦ 業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有するものを選任すること。
- (7) アンケート
- ① 入会者を対象としたアンケート調査票の作成、回収、集計を行うこと。

- ② アンケートの内容については、事前に県と十分な調整を行い決定すること。
また、アンケートの回収率を上げる取組を実施すること。

(8) リスク管理

- ① 連携パートナーの責に帰すべき事由により発生するリスク及び責任においては、その所在がある事業者が負うとともに、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。
- ② 連携パートナーは、入会希望者の募集開始前に、本事業において発生が想定されるリスク及びその対処方法について取りまとめた上で、県に提出すること。

5 入会希望者の募集の広告等

- (1) 連携パートナーは、広告内容について県と協議して定めるものとする。また、広告に県の名称等を用いる場合は、必ずその都度、県の了解を得ること。
- (2) 連携パートナーは、広告用の資料等を県に提供し、県が行う広報に協力するものとする。
- (3) 連携パートナーは、本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申込みがあった場合は、原則として事前に県の了解を得るものとする。

6 実績報告書の提出等

連携パートナーは、本事業の実施状況等について、毎年度それぞれ以下の内容を取りまとめ、各年度末までに、県に提出するものとする。

なお、協定期間の延長があった場合は、遅滞なく再度、提出するものとする。

- (1) 実績報告書(入会希望者数及び実入会数、広報の実績、アンケート集計結果、クレジットの認証・発行・販売実績、県への寄付見込み等)
- (2) チラシ等の広報に係る作成物及びその電子データ

7 県が別に実施する脱炭素支援施策への協力等

連携パートナーは、県が本事業とは別に実施する脱炭素支援施策に対して以下の協力を行うこと。

なお、具体的な協力手法については、県及び県と連携して脱炭素支援施策に取り組む民間事業者及び関係機関と協議の上で決定するものとする。

- (1) 県が本事業とは別に実施する脱炭素支援施策の周知
- (2) 連携プログラムへの加入促進に関連するJ-クレジット理解促進セミナー等への出席並びに連携プログラム及びJ-クレジット制度等の説明
- (3) その他J-クレジット制度に関連する県事業への助言

8 その他

- (1) 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告し、県と連携パートナーが協議した上で決定する。
- (2) 県から事業の進捗状況等について問合せがあった場合は、報告すること。
- (3) 連携パートナーは、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。
- (4) 連携パートナーは、入会希望者募集の際に下記の事項について明示すること。
 - ① 連携パートナーは、県を代理する権限を有するものではないこと。

- ② 県が連携パートナーの資力・信用を保証するものではないこと。
- (5) 連携パートナーは、本事業の実施に当たって県から資料の貸与を受ける必要がある場合は、県と協議のうえ貸与を受けることとする。
なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却しなければならない。
また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、プロバイダーの責任において復旧するものとする。
- (6) 連携パートナーは、本業務に基づく活動において、県又は連携プログラムへの入会者等から知り得た情報について、県又は連携プログラムへの入会者等の書面での承諾がない限り、事業の実施期間中及び協定期間終了後を問わず、本事業以外の目的で知り得た情報および派生データを第三者（データ受領者が法人である場合、その子会社、関連会社も第三者に含まれる。）に開示、提供、漏えいしてはならない。
- (7) 連携パートナーは、本事業を継続できなくなった場合は、県が適切と認めた新たな事業者権利及び義務を継承させることができる。
- (8) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事由等が発生した場合は、県と協議した上で業務を進めること。